

茨城県立医療大学
入試ミス再発防止検討委員会
報告書

2024年11月14日

茨城県立医療大学入試ミス再発防止検討委員会

目 次

1.	はじめに	1
2.	本事案の概要	2
2.1	出題ミスの内容	2
2.2	ミス判明の経緯	2
2.3	ミス判明後の対応	2
3.	入試ミス発生原因の検証および再発防止策	3
3.1	入試問題作成時における問題点と再発防止策	3
3.2	精選委員会における問題点と再発防止策	4
3.3	試験当日および試験終了後のチェック体制と再発防止策	4
3.4	「総合問題」に関する事項	5
4.	総括	6
(関連資料)	茨城県立医療大学入試ミス再発防止検討委員会設置要項	7

1. はじめに

茨城県立医療大学で実施した令和6年（2024年）度入学者選抜（学校推薦型・社会人特別選抜）試験における出題ミスにより、本来合格とすべき受験生を不合格とし、その後、改めて追加合格とする事態となった。茨城県立医療大学ではこの事態を重く受け止め、原因の検証並びに、その検証に基づく入試体制の改善等により再発防止を図るため、第三者の学識経験者による茨城県立医療大学入試ミス再発防止検討委員会（以下、「本委員会」という。）が設置された。

本委員会は、茨城県立医療大学入試ミス再発防止検討委員会設置要項に基づき、以下の学識経験者の委員によって、今回の入試ミス発生原因の検証に関する事、問題作成に係る各段階でのチェック内容及びチェック体制の検討に関する事、本学の入試体制の改善に必要な措置の立案に関する事等について検討を行った。

委員名簿

下瀬川正幸（群馬県立県民健康科学大学 診療放射線学部長 教授）
石川 栄一（筑波大学 医学医療系 教授）
宮崎 真（静岡大学 情報科学科 教授）

第1回の本委員会において、茨城県立医療大学入試ミス再発防止検討委員会設置要項第4条に従い、委員の互選により、委員長に下瀬川正幸、副委員長に石川栄一を選任した。

委員会開催日

2024年7月8日	第1回	茨城県立医療大学入試ミス再発防止検討委員会
2024年7月29日	第2回	茨城県立医療大学入試ミス再発防止検討委員会
2024年9月3日	第3回	茨城県立医療大学入試ミス再発防止検討委員会
2024年10月29日	第4回	茨城県立医療大学入試ミス再発防止検討委員会
2024年11月11日	第5回	茨城県立医療大学入試ミス再発防止検討委員会

2. 本事案の概要

2023年11月に実施した保健医療学部の令和6年（2024年）度入学者学校推薦型選抜試験及び社会人特別選抜試験において、問題文に矛盾があるため正答を導き出せない出題があった。当該問題は受験者全員を正解として、改めて全受験生（223名）の採点を実施した結果、合計5名を追加合格とすることが適当であることが判明した。このため、2024年4月29日までに当該受験生及び保護者等へ説明し、謝罪を行った。本学への入学意向等が示された場合には、その意向を尊重し、適切に対応することとなった。

2.1 出題ミスの内容

学校推薦型選抜試験及び社会人特別選抜試験の「総合問題」において、33問中の1問について、問題文に矛盾があるため正答を導き出せない出題があった。

2.2 ミス判明の経緯

2024年4月23日に文部科学省入試ミス対応窓口から、本学における出題ミスの可能性が第三者から出されているとのメールを受信した。直ちに、大学内において指摘事項を検証し、出題ミスがあったことを確認した。

2.3 ミス判明後の対応

当該問題について受験者全員を正解として、改めて全受験生（223名）の採点を実施した結果、5名を新たに合格とすることが適当であることが判明した。新たに合格とする受験生への対応として、すみやかに受験生本人及び保護者等に対して説明と謝罪を行った。本学への入学を希望した受験生には、転入学について調整を行った。また、当該学生および保護者等に対して必要な賠償等の手続きを進めている。

推薦元高校等への対応として、出題ミスにより新たに合格となった受験生を推薦した高校等に対して、状況説明及び謝罪を行った。

過去の出題ミスに関する調査として、令和5年（2023年）度及び令和6年（2024年）度の学校推薦型選抜及び社会人特別選抜試験の試験問題（総合問題）を再度調査し、他に
出題ミスがないことを確認した。

3. 入試ミス発生原因の検証および再発防止策

3.1 入試問題作成時における問題点と再発防止策

今回出題ミスのあった試験問題は、書籍から文章を抜き出して出題されたものであった。書籍に記述されている内容は、科学的な査読を受けた学術論文とは異なり、記述内容の信憑性については入念に精査する必要がある。書籍を出典とする場合、記載されている内容を盲信することなく、引用した内容に誤りがないか慎重に確認する必要がある。特に、今回の出典のように発刊して間もない書籍の場合は、読者からの誤りの指摘などが反映されていない可能性が高く、より慎重な確認が必要である。

今回の出題ミスは、問題作成段階でのチェックが不十分で、問題文自体の記述に誤りがあったことを発見することができなかったことが、発生要因のひとつとして挙げられる。これについては、入試問題の作成を複数人で行うことが再発防止策となる。入試問題の作成を複数人で行うことで、作成者間で相互に作成した問題をクロスチェックすることが可能となり、問題作成段階での出題ミスの発見につながる。さらに、問題作成者ひとりあたり業務量の軽減や問題作成者の心理的負担の軽減にもつながり、ミスの誘発を防ぐことができる。また、入試問題の作成者に若手教員を含めた幅広い教員を登用することも検討すべきである。幅広い教員の登用によって、柔軟な発想による入試問題の作成が期待できることに加えて、限られた特定の教員への業務の集中を回避することができる。

一方で、複数人で入試問題の作成を行う場合、問題の漏洩などに細心の注意を払う必要がある。これについては、入試問題の作成に携わる教員に対して、書面にて秘密保持に関する説明を行い、署名を得るなどの万全の防止策を講じる必要がある。

問題作成者の指名については、前年度の問題作成担当者がすべて入れ替わることがないように配慮することが重要である。これにより、年度ごとの難易度のばらつきを減ずることができると同時に、問題作成に関する知識や経験に基づいた実践的なノウハウが蓄積される。また、問題作成者の相談役として入試問題の作成経験が豊富な教員をオブザーバーとして置くことも考えられる。

精選委員会で出題ミスを発見する機会につなげるために、問題作成者が、問題と正答を提出する際、正答の選択肢番号のみではなく、解答の根拠を記すようにすることが有効であり、取り入れるべき再発防止策である。

3.2 精選委員会における問題点と再発防止策

今回のミスの問題作成者以外が発見することは困難であったと考えられる。しかし、精選委員会の運用については、以下の点について考慮するとより精度の高い精選が可能となると考えられる。

- ・ 精選委員会に問題作成者を同席させ、精選委員からの質問に対して、問題作成者が出題意図や解答の根拠を示す機会を設け、精選委員と問題作成者が相互に問題や解答を確認しながら精選を行う。
- ・ 入試問題作成スケジュールを見直し、十分な精選の時間を確保する。
- ・ 精選委員会で確認する項目を箇条書きにしたチェック票を作成して、確認後にチェックして、最終的に各精選委員がチェック票に署名することで、精選委員の責務を明確にする。

3.3 試験当日および試験終了後のチェック体制と再発防止策

当該問題は他の問題と比較して、正答率は低くなく、識別指数もプラス値であり、試験当日の入試委員会委員等による正答率や識別指数に基づいたチェックでは、今回の出題ミスの発見は困難であった。

今回の事案では、出題ミスの発見時には、追加合格となった学生の一部は他大学へ入学し、新学期を迎えてしまっていた。出題ミスの発見が、入学年度開始後であったことが、事態をより重大なものにしてしまった。出題ミスはあってはならないが、発見が早ければ学生への影響を最小限にとどめることができる。今回の事案において追加合格となった学生への影響の大きさを鑑みて、試験終了後から合否発表前までの期間に入試問題のチェックを行う体制の構築についても検討すべきであると考え。ひとつの方策の例として、試験終了後から合否発表前までの期間に、採点業務や入試問題の作成や精選に携わっていない教員で入試問題に出題ミスや正答に間違いがないか確認する体制の構築などが挙げられる。

3.4 「総合問題」に関する事項

茨城県立医療大学の学校推薦型選抜及び社会人特別選抜の入試における「総合問題」は、英語や国語を含む基礎的学力から文章や図表の読解力、さらには、科学的思考力など幅広い能力を問う入試問題として、大学が独自に作成しているものである。茨城県立医療大学のアドミッション・ポリシーに合致した学生を選抜するために、毎年、入試問題作成の教員の創意工夫によって問題が作成されている。その一方で、一般的な入試問題と異なる形式であるため、問題作成の難しさから、出題ミスにつながる可能性も懸念される。保健医療系大学の推薦入試では、このような「総合問題」を出題している大学は見受けられず、小論文、面接、調査書を中心とした選抜が行われている大学が多い。

入試問題は、「どのような学生を入学させ、教育したいか」という大学のアドミッション・ポリシーの根幹ともいえる重要事項である。入試にはミスが許されず、「総合問題」の作成には、多くの労力が必要となるが、翻って考えると、優れた入試問題の作成は大学教員の最重要業務のひとつとも言える。入試方法の変更は茨城県立医療大学の学生像の変化にもつながる可能性もあるため、「総合問題」のあり方については、今後、学内での十分な議論の積み重ねが必要であろう。

今回、「総合問題」の出題ミスによって重大な事案が発生してしまったが、この報告書で提案している再発防止策を採用することで、より優れた「総合問題」がミスなく作成され、茨城県立医療大学のアドミッション・ポリシーに掲げる学生像の受験生が継続して選抜できることを期待したい。

4. 総括

入学者選抜におけるミスは受験生および大学に多大な影響を与える。ミスが発生した場合は迅速な対応と再発防止策の検討が必須である。本報告書では、茨城県立医療大学で実施した令和6年（2024年）度入学者選抜（学校推薦型・社会人特別選抜）試験において発生した出題ミスについて、その原因は問題点検の不十分さにあると結論づけた。本報告書は、出題ミスを二度と起こさないために、現状で最善と考えられる具体的な再発防止策を提案したものである。

入試ミスの発生原因として、まず問題作成段階でのチェック体制の不備を指摘した。再発防止策として、入試問題の作成を複数人で行い、作成した問題を作成者間でクロスチェックすることを提案した。複数人による問題作成は、問題作成者の業務負担および心理的負担の軽減にもつながる。次のステップの精選委員会では問題作成者に同席を求め、出題意図や解答の根拠を示す機会を設け、精選委員と問題作成者とが相互に問題と解答をチェックしながら精選作業を行うことを提案した。そして試験当日の入試委員会委員等による正答率や識別指数に基づくチェックでは、問題の内容によっては問題ミスを検出できないことを念頭におき、問題ミスが発生した場合の影響を最小限に食い止めるため、合否発表前までの期間に問題の最終チェックを行う体制の構築を提案した。

本報告書では、今回の出題ミスが発生した「総合問題」に関する事項にも触れている。茨城県立医療大学のアドミッション・ポリシーを満たす学生を今後も継続して選抜していくため、常に入試科目を含む入試制度を点検し、より良い入試体制を構築していくことに期待したい。

今回提案した再発防止策は直ちに実行できるものが多い。速やかに取り入れていただきたい。なお、再発防止策の実施により、入試全体に関わる業務量はこれまでよりも増加する。個人の過重な業務負担が入試ミスを誘発することになっては本末転倒である。本委員会の提案する再発防止策を取り入れる際には、学長のリーダーシップの下、入学者選抜のガバナンス体制を強化し、個々の教職員の負担増にならないよう十分に配慮しながら進めていただきたい。

より良い入試体制を構築し、受験生への信頼回復に努めることを期待する。

(関連資料)

茨城県立医療大学入試ミス再発防止検討委員会設置要項

(設置)

第1条 茨城県立医療大学（以下「本学」という。）で実施した令和6年度入学者選抜（学校推薦型・社会人特別選抜）試験における出題ミスにより、本来合格とすべき受験生を不合格とし、その後、改めて追加合格とする事態となったことを重く受け止め、原因の検証並びに、その検証に基づく入試体制の改善等により再発防止を図るため、茨城県立医療大学入試ミス再発防止検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、評価・提言を行う。

- (1) 今回の入試ミス発生原因の検証に関すること。
- (2) 問題作成に係る各段階でのチェック内容及びチェック体制の検討に関すること。
- (3) 本学の入試体制の改善に必要な措置の立案に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、学長が委嘱する委員3名以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は、任命の日から第7条に基づき委員会の検討結果等を学長に報告する日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、学長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。

(委員以外の者からの意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、委員会の最終的な検討結果等について、学長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教務課において処理する。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、令和6年6月26日から施行する。